

## 県営（有）林素材販売委託事業標準仕様書

### 第1 適用範囲

本仕様書は、滋賀県が発注する県営（有）林事業のうち、伐採木の搬出を伴う間伐および主伐等にて生産する木材を、県が別途契約する素材販売・徴収事務委託契約および素材売買契約に基づき滋賀県森林組合連合会（以下「県森連」という。）へ出荷する事業に適用し、当該事業の契約書および設計図書の実施方法等について、受託者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。

本仕様書および県営（有）林事業仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示す。

特記仕様書は本仕様書に優先し、本仕様書は県営（有）林事業仕様書に優先する。

上記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

### 第2 木材の出荷

生産した木材の販売委託（A材）および売買（B材、C材、小径材）については、県が滋賀県森林組合連合会に別途契約する。受託者は、生産した木材を設計図書にて指定する中間土場に運搬し、中間土場にて県森連に引き渡す。

### 第3 中間土場

設計図書に定めがある場合、中間土場用地の借用およびこれに伴う諸手続きについて、受託者にて対応する。この借地等の復旧については原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了する。

### 第4 管理責任・危険負担

受託者は、生産した木材について、中間土場で県森連に引き渡すまでの間、管理責任を有し、中間土場にて県森連に引き渡した段階をもって受託者から県森連に管理責任が引き継がれるものとする。また木材の管理責任を有する限り、木材に生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、県森連による仕分け・寸検・積み込み作業中における損害はこの限りでない。

なお、県森連に引き渡した段階とは、県森連の運営する中間土場においては、施業地から中間土場へ木材を運搬し荷下ろしした時点を、県または受託者が設けた中間土場においては、中間土場から各需要先へ運搬する車両に積込んだ時点をいう。

### 第5 造材基準

県営（有）林事業仕様書12(2)キに示す造材基準の他に、売先等に応じ指定する必要がある場合は、特記仕様書にて指定する。

## 第6 造材等の指導

受託者は、監督員による造材等についての指導があった場合は、その指導に従い県の意向に沿う規格の素材を生産するよう努めなければならない。

## 第7 県森連との連絡調整

受託者は、山土場へ集積した木材を長期間放置することの無いよう、また、県または受託者にて設けた中間土場にて木材が長期間滞留しないよう、計画的に生産を行うこと。山土場への集積は短期間に留め、速やかに中間土場へ出荷すること。出荷の際は県森連と連絡調整をおこない、滞りなく出荷するとともに、県により売先の指定がある場合は漏れなく県森連へ伝達すること。

## 第8 搬出材積の出来高管理・出荷量の管理

県営(有)林事業仕様書12(2)ケに示す搬出材積の確認は、中間土場へ出荷する前に実施すること。搬出材積は、搬出日、樹種、末口径、材長、本数、材積を一覧表に整理し管理・報告すること。

また、中間土場へのお荷時には、お荷した材の一覧表を県森連に示し、受領印を受けることにより、中間土場への納入材積を管理し、またお荷した当日または翌日中に一覧表を添えて県監督員に報告すること。

ただし、県または受託者の設ける中間土場においては、県監督員へ報告した後に県森連からの受領確認を受けることとなってもやむをえないものとする。

## 第9 原木販売実績報告書による精算

県営(有)林事業仕様書12(2)コに示す変更契約の対象とする材積は第8により管理する材積とする。

ただし、発注者が県森連から報告を受ける原木販売実績報告書の材積が設計図書に定める搬出材積より減となった場合には、契約書第46条の5の規定を適用し、受託者に不足数量分の材積を中間土場にお荷するよう求めることがある。このことについて委託事業終了後においても同様の取扱いとする。

